

行田市市民活動災害補償制度
の 案 内

行 田 市

1 補償制度の目的

市が主催する行事以外で、市内に活動の拠点を置く市民団体が市民活動中に不測の事故により、①当該活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフが法律上の賠償責任を負った場合や②市民活動中の指導者、スタッフ及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故によって死亡又は傷害を負った場合に、本補償制度をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展及び地域社会の福祉の向上を図ることを目的として設けられた補償制度です。

2 補償制度の対象となる市民活動

市民により自主的に構成された市民団体が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等で本来の職場を離れて自由意思のもとに行う継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動をいいます。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動は除きます。

- | | |
|---------------------|--|
| (1)地域社会活動 | 清掃活動、交通安全活動、地域保健衛生活動、研修会、募金活動及びこれらの準備活動 |
| (2)青少年育成活動 | 地域の青少年指導育成活動、地域文化活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらの準備活動 |
| (3)社会福祉・社会奉仕活動 | 社会福祉施設援護活動、在宅老人、社会復帰のための援護等の活動、無償のボランティア活動及びこれらの準備活動 |
| (4)社会教育活動 | 地域のスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、これらの準備活動 |
| (5)その他これらに類する事業又は活動 | |

慰安及び親睦旅行等は本補償制度の対象とはなりませんので、ご注意ください。

3 補償の内容

(1)賠償責任事故

市民団体、市民活動の指導者及びスタッフが、市民活動中に市民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故をいいます。

支払われる補償の内容と保険金の額

補償の内容	補償金額（補填限度額）
身体賠償（対人）	1名 1億円、1事故 5億円
財物賠償（対物）	1事故 500万円（限度額 500万円）
受託物賠償	1事故 500万円（限度額 500万円）

※身体賠償の食中毒事故については、補償期間中の限度額は1事故と同額とします。

※「免責」1事故についての損害額が1万円以下の場合、補償金は支払われません。

※財物賠償（対物）とは、参加者あるいは団体の所有物が、団体以外の所有物を破損等したときに支払われるものです。

※団体所有物を破損等した場合は、対象となりません。

☆ 対象とならない事故

- 故意による事故
- 戦争、テロを含む変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- 同居の親族に対する事故
- 補償制度対象者が占有し、使用し、若しくは管理する車両（原動機がもっぱら人力である場合を除く。）又は施設外における動物による事故
- 成人野球、山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険な運動による事故
- 自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技及び飛行機の操縦による事故
- その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

(2) 傷害事故

市民活動中の指導者、スタッフ及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故によって死亡又は傷害を負う事故をいいます。

支払われる補償の内容と補償金の額

- | | |
|----------|---|
| ①死亡補償金 | 1人につき 500万円 |
| | 事故日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき。 |
| ②後遺障害補償金 | 1人につき15万円～500万円 |
| | 事故日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき。 |
| ③入院補償金 | 1日につき日額3,000円 |
| | 生活機能または業務機能の滅失をきたし、かつ入院し医師の治療を受けたときに支払われる。事故日から180日を限度とする。 |
| ④通院補償金 | 1日につき日額2,000円 |
| | 生活機能または業務機能の滅失をきたし、かつ通院し医師の治療を受けたときに支払われる。事故日から180日以内で通院実日数90日を限度とする。 |

☆ 対象とならない事故

- 故意による事故
- 戦争、テロを含む変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- 成人野球、山岳登山、リュージュ、ポブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険な運動による事故
- 自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技及び飛行機の操縦による事故
- 補償制度対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- 補償制度対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- 補償制度対象者の無免許運転又は酒酔い運転による事故
- 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒
- 他覚症状のないけい部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛
- その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

4 制度加入の手続き

別紙「行田市市民活動災害補償制度登録申請書（様式第1号）」を記入し、必要書類を添付して、市民団体の事務を所管する課に提出して下さい。

保険料は市が全額負担しますので無料です。

なお、継続加入していただくには、年1回活動実績報告書及び年間予定表の提出が必要となります。（例年4月）

5 事故にあったら

市民団体の代表者は、直ちに所管課（団体の事務を所管し登録申請書を提出した課）へ連絡して下さい。

事故報告書は事故日から2週間以内に所管課へ提出して下さい。

<所管課一覧>

団 体	所 管 課	連 絡 先
自治会関連団体 コミュニティセンター活動団体	地域活動推進課	556-1111
衛生協力会	環境課	556-9530
消防団	消防本部	556-3005
老人クラブ	高齢者福祉課	556-1111
いきいきサロン 行田市ボランティア団体連絡協議会 所属団体	社会福祉協議会	557-5400
各地区体育協会 各種スポーツ団体 スポーツ少年団 文化団体連合会加入団体、子ども会	生涯学習スポーツ課	556-8319
身障福祉会、聴覚障害者の会	福祉課	556-1111
公民館認定クラブ	各公民館	各公民館
上記以外の団体	地域活動推進課へお問い合わせください	556-1111

◇お問い合わせ先◇

行田市役所 地域活動推進課 ⑮番窓口

〒361-8601 行田市本丸2番5号

電話 556-1111 内線253

FAX 556-3083